



川崎南支部だより

第545号 (令和5年7月発行)

発行者
(公)神奈川労務安全衛生協会
川崎南支部
川崎区榎町5-13小林ビル101
電話 044-221-9082
FAX 044-221-9083
E-mail kawaminami@roaneikyo.or.jp
編集 広報委員会

「令和5年度「全国安全週間」を迎えて」

川崎南労働基準監督署長
松本 進吾



松本署長

日頃から労働条件の確保、労働災害防止活動をはじめ、当署の行政運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年の神奈川県内における労働災害の発生状況は、令和5年4月暫定値で、死傷者数16,571人、死亡者数が30人となっており、前年比では死傷者数が7,903人、率にして91.2%の大幅増となっていました。死亡者数は前年の49人から大幅減となっております。

休業4日以上の死傷者数の内訳を見ますと、コロナ関係が半数以上を占めますが、コロナ関係を除外して比べてもやはり増加しています。

一方、川崎南労働基準監督署管内では、令和4年の休業4日以上の死傷者数は943人であり、前年比355人、60.4%と、神奈川県内の数字に比べると少ないものの、大幅な増加となっています。死亡者数は1人と、前年7人から大きく減少しています。

次に、災害の傾向ですが、事故の型で見ると、転倒災害が圧倒的に多く全体の4分の1を占め、動作の反動、無理な動作が2割と続

きます。動作の反動、無理な動作は、ほぼ腰痛災害です。いわゆる作業行動災害が多発している状況です。作業場所の整理整頓、作業場所の清掃、毎日の運動等の取り組みをお願いします。

年齢で見ると高齢者の災害が多発しています。「エイジフリーガイドライン」を参考に、高齢者が安心して働く職場環境の整備をお願いします。

このような労働災害発生状況の中、本年も7月1日から7日まで96回目の全国安全週間が実施されます。今年のスローガンは、

高める意識と安全行動
築こうみんなのゼロ災職場

です。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、この努力により労働災害は長期的に減少してきました。しかし、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回ったものの、休業4日以上の死傷災害は前年を大きく上回っており、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況です。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため

には、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められるところです。

第14次労働災害防止計画では、計画の方向性の一つとして、「事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発的重要性」を挙げ、「誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。(中略)その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。」としています。

皆様もこの安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、引き続き安全活動の着実な実行を図られることをお願いいたします。

2023年度 全国安全週間 川崎南地区推進大会

(川崎南労働基準監督署関係団体連絡会)

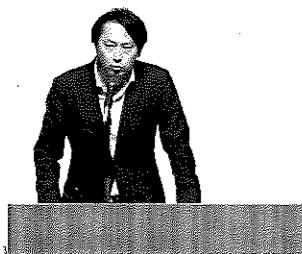
今年も全国一斉に6月1日から6月30日迄を準備期間とし、7月1日から7日迄を本週間とする「第96回 全国安全週間」が展開されます。これに合わせ、去る6月7日に川崎市産業振興会館において、全国安全週間川崎南地区推進大会が川崎南労働基準監督署松本署長、川崎南労働基準監督署各代表

出席のもと、新型コロナが5類になつてから初めてで、4年ぶりに特別講演もあり、関係各社より多数の参加を得て盛大に開催されました。

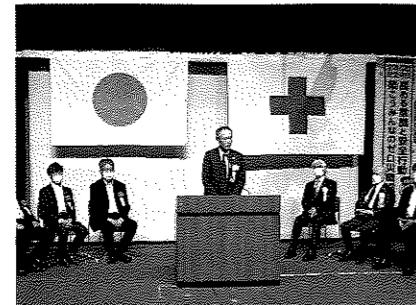
推進大会では、神奈川労務安全衛生協会川崎南支部岡支部長、川崎南労働基準監督署松本署長、川崎市経済労働局労働雇用部東部長

の挨拶に始まり、川崎南労働基準監督署の高橋安全衛生課長による「労働災害発生状況」「全国安全週間実施要綱趣旨」、「第14次労働災害防止計画」、「週間中及び準備期間の実施事項」「転倒、腰痛、高年労働者対策ほか」「熱中症予防」等の説明がありました。

第一部の最後に安全部会門間部



大会宣言 門間部会長

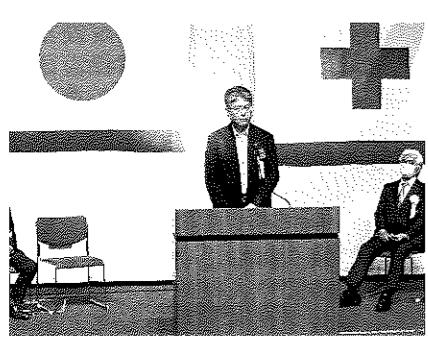


岡支部長

会長から力強い「大会宣言」がなされました。

<大会宣言>

はじめに、令和四年度の日本経済を振り返ると、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、世界的なエネルギー・食料 価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国の経済を取り巻く環境は依然厳しさが増している。



松本署長

しかしながら、働く者の安全と健康は、どのような経済状況下であっても、最優先されるものに変わりなく、「安全はすべてに優先する」の原点を忘れてはならない。

令和四年の川崎南労働基準監督署管内における労働災害発生状況は、休業四日以上の死傷者数が九四三名と、前年に比べ三五五名増

加、比率で六十パーセント増加、一方、死亡者数については七名から一名と大幅な減少となった。内容を見ると、新型コロナウィルス感染症の罹患増加が全体死傷者数大幅増加の主要因ではあるが、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する災害や高年齢労働者の

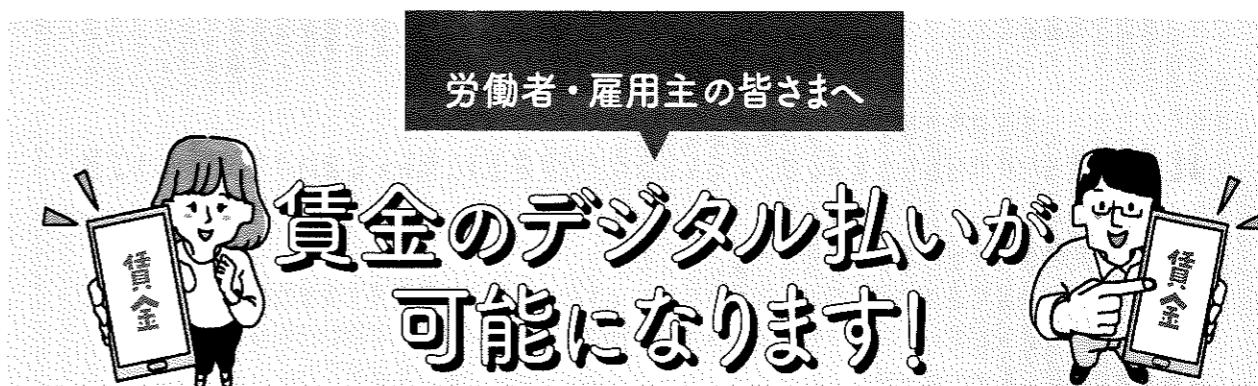
災害に歯止めがかからない状況は憂慮すべきである。

このような事態を改善すべく労働基準監督署をはじめとした行政官庁の御指導を受け、災害防止活動を強力に推進し労働災害発生件数の低減に邁進すること。また、本年は「第一四次労働災害防止計画」の初年度にあたり、各事業者をはじめとした関係者は、『これ以上、災害を発生させない』という強い意欲で、この計画の達成に向けた取り組みを推進する。第九十六回全国安全週間は、六月一日から三〇日までを準備期間、七月一日から七日間を本週間として全国的に展開される。スローガンに『高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場』を掲げ、本週間を契機として、それぞれの事業所において経営トップが強いリーダーシップを發揮し、全員参加による『安全・安心のゼロ災職場』の実現に向けて、最大限の努力をすることをここに誓う。

二部では特別講演として、横浜国

川崎南支部行事予定

開 催 日	曜 日	開 催 時 间	内 容	開 催 場 所	募 集 人 員
7月12日	水	9:20	リスクアセスメント研修会	カルツカワサキ	50名
7月24日	月	10:00	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	カルツカワサキ	100名
7月25日	火	9:30		カルツカワサキ	100名
8月10日	木	9:45	化学物質管理者選任のための研修	カルツカワサキ	50名
9月1日	金	9:25	安全管理者能力向上教育	カルツカワサキ	50名
9月6日	水	13:15	全国労働衛生週間川崎南地区推進大会	川崎市産業振興会館	
9月12日	火	9:45	衛生衛生推進者・安全衛生推進者養成講習会	カルツカワサキ	50名
9月13日	水	9:30		カルツカワサキ	
9月27日～29日	水～金	13:15	第82回全国産業安全衛生大会	ポートメッセなごや(名古屋)	



労働者・雇用主の皆さんへ

賃金のデジタル払いが可能になります!

労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座などへの賃金の振り込みが認められてきました。キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には、一部の資金移動業者※の口座への賃金支払いも認められることになります。

※厚生労働大臣が指定した資金移動業者(●●Payなど)のみです。

指定された資金移動業者一覧は指定後に厚生労働省ウェブサイトに掲載する予定です。



厚生労働省
ウェブサイト

今後の流れ

2023年4月～ 資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請、厚生労働省で審査(数か月かかる見込み)

大臣指定後～ 各事業場で労使協定を締結

労使協定締結後～ 個々の労働者に説明し、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払い開始

▶ 注意点

- 現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは認められません。
- 賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取方法の選択肢の1つです。賃金のデジタル払いを導入した事業所においても、全ての労働者の現在の賃金支払い・受け取り方法の変更が必須となるわけではありません。
- 労働者が希望しない場合は、これまでどおり銀行口座などで賃金を受け取ることができます。また、雇用主は希望しない労働者に賃金のデジタル払いを強制してはいけません。(労働者本人の同意がない場合や賃金のデジタル払いを強制した場合には、雇用主は労働基準法違反となり、罰則の対象になります。)
- 賃金の一部を指定資金移動業者口座で受け取り、その他は銀行口座などで受け取ることも可能です。

希望する労働者

賃金の一部
資金移動業者口座
(例:5万円)



残りの賃金
銀行口座など

希望しない労働者

賃金全額
銀行口座など



賃金のデジタル払いを希望するにあたり皆さまに知っておいてほしいこと**●事前の協定締結が必須です**

賃金のデジタル払いを事業所に導入する場合には、まずは、雇用主と労働者で労使協定の締結が必要です。その上で、雇用主は以下の事項を労働者に説明し、労働者の個別の同意を得る必要があります。

●受け取り額は適切に設定を

指定資金移動業者口座は、「預金」をするためではなく、支払や送金に用いるためのものであることを理解の上、支払などに使う見込みの額を受け取るようにしてください。また、受け取り額は、1日当たりの払出上限額以下の額とする必要があります。

●口座の上限額は100万円以下です

口座の上限額は100万円以下に設定されています。上限額を超えた場合は、あらかじめ労働者が指定した銀行口座などに自動的に出金されます。この際の手数料は労働者の負担となる可能性がありますので、指定資金移動業者にご確認ください。

●口座残高の現金化も可能です（月1回は口座からの払い出し手数料なし）

ATMや銀行口座などへの出金により、口座残高を現金化（払い出し）することもできます。少なくとも毎月1回は労働者の手数料負担なく指定資金移動業者口座から払い出しができます。払出方法や手数料は指定資金移動業者により異なります。

●口座残高の払い戻し期限は少なくとも10年間

口座残高については、最後の入出金日から少なくとも10年間は、申し出などにより払い戻してもらうことができます。

万が一の場合について**●不正取引（心当たりの無い出金など）が起きた場合**

口座の乗っ取りなどにより、指定資金移動業者口座から不正に出金などされた場合、口座所有者に過失がないときは損失額全額が補償されますが、労働者に過失があるときの保証については個別のケースによります。また、損失発生日から少なくとも30日以上の通知期間が設定されています。不正取引があった場合には、速やかに指定資金移動業者にお問い合わせください。

●業者が破綻した場合

万が一、指定資金移動業者が破綻したときには、保証機関から弁済が行われます。

**荷主・元請運送事業者の皆さんへ**

STOP! 長時間の荷待ち



- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**



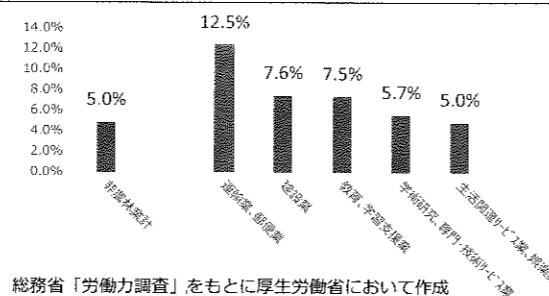
道路貨物運送業の実態

▲ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

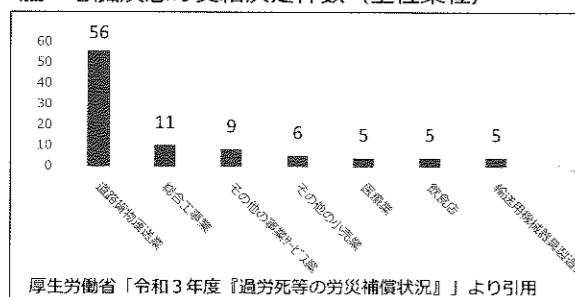
道路貨物運送業は、
他の業種に比べて
長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者
の割合*（上位業種）

* 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も
最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示*が定められており
道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

*自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。

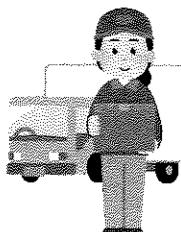


しかし、長時間労働の要因には
昔からの取引慣習など事業主の努力だけでは
見直しが困難なものもあります



社会インフラである「物流」の現状

▲ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



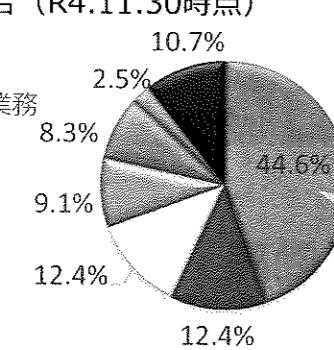
国民生活や経済活動に不可欠な
社会インフラである「物流」



担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の
発生などにより危機的状況との指摘もあります

国土交通省による「働きかけ」等における
違反原因行為の割合（R4.11.30時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 過積載
- 拘束時間超過
- 無理な配達依頼
- 異常気象
- その他



国土交通省は
違反原因行為*が疑われる荷主に
「働きかけ」等を行っています

* 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で
荷主都合による長時間の荷待ちが
約半数を占めています

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、
長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と
長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、
敷地が有効活用できるようになり、
近隣住民の方からの苦情も
なくなりました。

構内のリフトマンや
荷受け作業員の作業の平準化
につながりました。おかげで、
ミスも減りました。



荷待ち時間解消のため
出荷順に合わせた荷置きを行ったら
ピッキング作業などが減り、自社の
積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの
期間に余裕を持たせることで、
安定した物流サービスを
受けることができます。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、
トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。
また、改善基準告示に違反して安全な運転を確保できない
ような発注を行うことはやめましょう。



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や
裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。
労働災害防止のため、トラック運転者に荷役作業をお願いする
場合でも、事前によく相談して決めましょう。



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。うちは小さいから関係ないはずね。

中小企業



いえいえ。

荷主というのは、

荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、

荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。

また、会社の規模なども関係ありません。

皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとても大切です。

川崎南地域産業保健センターからのお知らせ

50人未満事業場の皆さんへ保健サービスを無料で提供しております

◆ 提供する保健サービス ◆

- 1 定期健康診断実施後の就業区分判定を受けたいけど(意見聴取)…安衛法第66条の4
- 2 長時間労働該当者の面接指導の実施したいけど……安衛法第66条の8,9
- 3 定期健康診断結果の保健指導を受けたいけど…………安衛法第66条の7
- 4 心が少し疲れているので相談したいけど(メンタルヘルス)
- 5 治療のため休職することになった。復職したい(仕事との両立)について相談したい
- 6 高ストレスを抱えているので相談したいけど…………安衛法第66条の10

電話：044-2000-0668 FAX：044-742-6275

住所：川崎市川崎区榎町1-8 ニッコービル402号

HP：<https://www.kanagawas.johas.go.jp/publics/index/540/> Webでお申し込みください

■ 開催方法

下記の窓口開催日をご利用いただきか、事業所に産業医を派遣します。開始時間はご調整いたします。

2023年度日程	就業区分判定(意見聴取)等 (上記1.2.3.5項対象) 窓口開催時間(基本) 13時30分～							メンタル 高ストレス (上記4.6項対象)	
	6月	1日(木)	8日(木)	15日(木)	21日(水)	28日(水)	30日(金)	9日(金)	13日(火)
7月	6日(木)	10日(月)	12日(水)	19日(水)	21日(金)	26日(水)	14日(金)		
8月	9日(水)	23日(水)	28日(月)				25日(金)	29日(火)	
9月	5日(火)	12日(火)	19日(火)	27日(水)			8日(金)		
10月	2日(月)	18日(水)	27日(金)				31日(火)		
11月	8日(水)	13日(月)	15日(水)	17日(金)	29日(水)		10日(金)		
12月	5日(火)	14日(木)	21日(木)				8日(金)	19日(火)	
1月	16日(火)	17日(水)	18日(木)	24日(水)	26日(金)		12日(金)		
2月	2日(金)	7日(水)	15日(木)	27日(火)			9日(金)	20日(火)	
3月	4日(月)	5日(火)	13日(水)	15日(金)	21日(木)	27日(水)	8日(金)		

「神奈川産業保健総合支援センター」もご利用ください(無料)電話045(410)1160

メンタルヘルス対策・ストレスチェック制度導入のサポート

治療と仕事の両立支援制度の導入や個別調整支援